自角而公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 規 則 ——	
○亀岡市助産施設及び母子生活支援施設	L C
の入所に関する規則 (こども未来講	₹) 2
—— 告	
○亀岡市公用車ドライブレコーダーの設	Ļ
置及び管理運用に関する要綱	
(財産管理課	艮) 12
〇公示送達 (税務課	艮) 14
○亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部	3
改正 (こども未来謝	₹) 15
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課	₹) 16
○公示送達 (税務課	₹) 16
○公示送達 (高齢福祉課	艮) 17
—— 公 告 ——	
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課	₹) 18
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課	是) 22
○亀岡農業振興地域整備計画の変更によ	
る計画書の縦覧 (農林振興講	是) 22
○捕獲犬の抑留 (環境政策講	是) 22
○農用地利用集積計画の縦覧	
(農林振興課	是) 23
○亀岡市農業委員会総会の招集	
(農林振興課	是) 23
○公募型プロポーザル方式による事業	É

パートナーの選定 (環境政策課)

23

○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	24
○亀岡市高野林・小林土地区画整理事業	
の事業計画の縦覧 (都市計画課)	24
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	24
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	25
任免及び辞令	
LL/C/X O'HT μ	
教育委員会欄	
—— 規 則 ——	
○亀岡市学校運営協議会規則	26
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
農業委員会欄	
—— 規 則 ——	
○亀岡市農業委員会総会会議規則及び亀	
岡市農業委員会公印規則の一部を改正	
する等の規則	29
—— 規 程 ——	
○亀岡市農地利用最適化推進委員規程	31
○亀岡市農業委員会規程及び農業委員会	
選挙事務取扱規程の一部を改正する等	
の規程	32
訓	
W-1	
○ 亀岡市農業委員会事務局設置規程の一 ☆ ************************************	22
部改正	33

34

上下水道部欄

○ 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所 に関する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市助産施設及び母子生活支援 施設の入所に関する規則

助産施設の入所に関する規則(昭和45年亀岡市規則第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年 法律第164号。以下「法」という。)第 22条の規定による助産施設における助産の 実施(以下「助産の実施」という。)及び法 第23条の規定による母子生活支援施設にお ける保護の実施(以下「母子保護の実施」と いう。)並びに法第56条の規定に基づき徴 収する費用について必要な事項を定めるもの とする。

(施設)

- 第2条 助産施設とは、法第36条に定める施設をいう。
- 2 母子生活支援施設とは、法第38条に定め る施設をいう。

(対象者)

第3条 助産施設及び母子生活支援施設(以下 「助産施設等」という。)の入所の対象者は、 本市に住所を有する者のうち、妊産婦で経済 的理由等により助産の実施を希望する者又は 母子世帯等で母子保護を希望する者とする。 (対象除外)

- 第4条 法第22条による助産の実施について、 その妊産婦が次の各号のいずれかに該当する ときは対象除外とする。
 - (1) その妊産婦の属する世帯の別表における 階層区分がD階層であるとき。ただし、D 階層のうち所得税の額が8,400円まで の場合であって、真にやむを得ない特別の 理由があるときは対象とすることができる。
 - (2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA 階層及びB階層である場合を除いて、その 妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は 被扶養者でその社会保険において出産育児 一時金等の出産に関する給付を受けること ができる額(医学的管理の下における出産 について、特定出産事故に係る事故が発生 した場合において、出生者の養育に係る経 済的負担の軽減を図るための補償金の支払 に要する費用の支出に備えるための保険契 約(出生者等に対し、総額3,000万円 以上の補償金を支払う契約)が締結されて おり、かつ、特定出産事故に関する情報の 収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実 な実施のための措置を講じている場合に、 その保険料相当額として支払われる額を除 く。以下「出産一時金」という。)が、 404,000円以上であるとき。

(入所の申込み)

- 第5条 助産施設に入所を希望する者は、助産施設入所申込書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。
- 2 母子生活支援施設に入所を希望する者は、 母子生活支援施設入所申込書(別記第2号様 式)に必要な書類を添えて、所長に提出しな ければならない。

(入所の承諾等)

第6条 所長は、入所の承諾又は変更をしたときは、助産施設への入所申込者に対し助産施設入所承諾(変更)通知書(別記第3号様式)又は母子生活支援施設への入所申込者に対し母子生活支援施設入所承諾(変更)通知書(別記第4号様式)を交付するとともに、助産施設等に対し当該入所承諾(変更)通知書の写しを送付するものとする。

(入所の不承諾)

- 第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入所の承諾をしないものとし、助産施設入所不承諾通知書(別記第5号様式)又は母子生活支援施設入所不承諾通知書(別記第6号様式)により、申込者に通知しなければならない。
 - (1) 助産施設等において設備その他の事情により受託能力がないとき。
 - (2) 疾病その他の理由により助産施設等における助産の実施又は母子保護の実施が適当でないとき。
 - (3) その他所長が助産施設等に委託すること が適当でないと認めたとき。

(入所の解除)

- 第8条 所長は、法第33条の4の規定に基づき、助産の実施又は母子保護の実施の解除を決定したときは、入所者及び助産施設等に対し、助産実施解除通知書(別記第7号様式) 又は母子保護実施解除通知書(別記第8号様式)により通知しなければならない。
- 2 入所者は、その意思により助産の実施又は 母子保護の実施の解除を受けようとするとき は、助産の実施解除申出書(別記第9号様 式)又は母子保護の実施解除申出書(別記第 10号様式)を所長に提出し、その承諾を得 なければならない。
- 3 所長は、前項の入所の解除を承諾したとき は、助産施設等に助産実施解除通知書又は母 子保護実施解除通知書により通知しなければ

ならない。

(費用の徴収)

- 第9条 市長は、法第56条第2項の規定により、第6条に規定する入所の承諾を受けて助産施設等に入所した者又はその扶養義務者から、別表に規定する額の範囲内において費用を徴収することができる。
- 2 市長が前項の徴収する額を決定するために、 地方税法(昭和25年法律第226号)その 他の地方税に関する法律に基づく条例の規定 により算定した税額若しくはその算定の基礎 となる事項に関する情報を必要とする場合は、 入所者及びその扶養義務者は、同意書(別記 第11号様式)を市長に提出するものとする。 (市長の支弁)
- 第10条 市長は、法第51条第3号の規定により、次の費用を当該施設の長に支弁するものとする。ただし、都道府県の設置する助産施設等に係るものは除く。
 - (1) 助産施設に入所した妊産婦に実施した助産に要する費用
 - (2) 母子生活支援施設に入所した母子世帯に 実施した母子保護に要する費用 (その他)
- 第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月18日から施 行する。

(亀岡市母子生活支援施設入所に要する費用 の徴収に関する規則の廃止)

2 亀岡市母子生活支援施設入所に要する費用 の徴収に関する規則(平成18年亀岡市規則 第49号)は、廃止する。 その月のその入所世帯 に係る措置費等の支弁

その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ

5,334,001円から 6,674,000円まで

D 1 3

する。)

166,600円とする。)

に係る措置費等の支弁

その額が83,300円を超

し、その額が166,600 円を超えるときは

額(全額徴収。ただし、 えるときは83,300円と 額 (全額徴収。ただし、 その額が95,600円を超

えるときは95,600円と

し、その額が191,200 円を超えるときは

191,200円とする。)

その額が51,400円を超

弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900 し、その額が102,900 円を超えるときは

えるときは51,400円と

する。)

102,900円とする。)

に係る措置費等の支弁

等に係る措置費等の支

1,632,001円から 2,303,000円まで

D 9

その額が61,200円を超 えるときは61,200円と

し、その額が122,500 円を超えるときは

に係る措置費等の支弁

額 (全額徴収。ただし、

その月のその入所世帯

その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ

2,303,001円から3,117,000円まで

D 1 0

その月のその入所世帯 に係る措置費等の支弁

その月のその措置児童 等に係る措置費等の支

3,117,001円から 4,173,000円まで

D 1 1

±2°)

122,500円とする。)

その額が71,900円を超 えるときは71,900円と その月のその入所世帯

し、その額が143,800 イ 円を超えるときは メ 143,800円とする。)

その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額 (全額徴収。ただ

4,173,001円から5,334,000円まで

D 1 2

額(全額徴収。ただし、

弁額(全額徴収。ただ

接(別表(第4条、第9条関係)	
11-	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	助産施調
階層 区分	定義	(後収金基 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	
	及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住	
	帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支	
	は7. 田子と子舎7. トスナ協204年年	

母子生活支援施設	徴収金基準額 (月額)	日	1,100円	2,200円	3,300円	4,500円	6,700円	日002'6	14,500円	20,600円	その月のその入所世帯 に係る措置費等の支 額(全額徴収。ただし、 その額が27,100円を超 えるときは27,100円と する。)	その月のその入所世帯 に係る措置費等の支弁 額(全額徴収。ただし、 その額が34,300円を超 えるときは34,300円と する。)	その月のその入所世帯 に係る措置費等の支弁 額(全額徴収。ただし、 その額が42,500円を超 えるときは42,500円と する。)
助産施設	徴収金基準額 (月額)	田0	2,200円	4,500円	6,600円	日000 6	13,500円	18,700円	29,000円	その月のその措置児童 等に係る措置費等の支 弁額 (全額徴収。ただ し、その額が41,200円 を超えるときは41,200 円とする。)	その月のその排層児童 等に係る措置費等の支 弁額 (全額徴収。ただ し、その額が54,200円 を超えるときは54,200円	その月のその排層児童 等に係る排置費等の支 弁額 (全額徴収。ただ し、その額が68,700円 を超えるときは68,700円とする。)	その月のその指置児童 等に係る措置費等の支 弁額 (全額徴収。ただ し、その額が85,000円 を超えるときは85,000 円とする。)
- る世帯の階層区分	定義	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 授に関する法律による支援給付受給世帯)市町村民税非課税世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	所得割の額がある世帯	15,000円以下	15,001円から 40,000円まで	40,001円から70,000円まで	70,001円から 183,000円まで	183,001円から 403,000円まで	703,000円まで	703,001円から 1,078,000円まで	1,078,001円から 1,632,000円まで
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	出	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留机人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国終留机人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	A 階層及びD 階層を除き 当該年度分の市町村民税	の課税世帯であって、そ の市町村民税の額の区分 が次の区分に該当する世 帯	A階層及びB階層を除き	前年分の所得税課税世帯 であって、その所得税の	額の区分が次の区分に該当する世帯					
	路層区分	A	В	C 1	C 2	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6	D 7	D 8

D 1 4	,	6,674,001円以上	全額徴収	全額徵収
備考	1 この表のC1階層にお	この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均	地方稅法第292条第1	項第1号に規定する均
	等割の額をいい、C2階	等割の額をいい、 C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得	とは、同項第2号に規定	する所得割 (この所得
	割を計算する場合には、	割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条	314条の8、同法附則第	:5条第3項及び第5条
	の4の2第6項の規定は	の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。	の額をいう。	
	なお、同法第323条	なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は	気免があつた場合には、そ	の額を所得割の額又は
	均等割の額から順次控除	均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。	は均等割の額とする。	
	2 この表のD1~D14	この表のD1~D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、	1) とは、所得税法(昭和	40年法律第33号)、
	租稅特別措置法(昭和3	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関	<害被害者に対する租税の	減免、徴収猶予等に関
	する法律 (昭和22年法	する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号	パこ平成23年7月15日	雇児発0715第1号
	厚生労働省雇用均等・児	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇	この影響を受ける費用徴収	制度等 (厚生労働省雇
	用均等・児童家庭局所管	用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額	な扱いについて」 によって	計算された所得税の額
	をいう。ただし、所得税	をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。	この規定は適用しないもの	とする。
	(1) 所得稅法第78条第	所得稅法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方稅法第314条の7第1項第2号	第2号(地方稅法第31	4条の7第1項第2号
	に規定する寄附金に限	に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方稅法第314条の7第1項第2号に規定する寄附	往法第314条の7第1項	第2号に規定する寄附
	金に限る。)に規定す	金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び)2条第1項並びに第95	条第1項、第2項及び
	第3項			
	(2) 租稅特別措置法第4	(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1	第6項、第41条の2、	第41条の3の2第1

Я			(a)					状況	# - -	1											E	
年								紫	5	額 均等割							_	-				I
						生子。	况		職業 年分	<u></u>								-		ш	出産一時金の額	
		住 所	五 名	連絡先	所申込書	り申し込み	もの状	_	性別											H		-
		申込者(妊産婦)	-1	714	\prec	後のとお	び課税	生年月日	(年齢)		·		()		_		 			卅	※・国・米	
		申込者			助產施設	質を添えて	族及、	X		税	∀										・日・般・共	
5条関係)	祉事務所長					いて、関係書業	₩	(ふりがな)	梅					-							有(政・組・ 記号番号	
別記第1号様式(第5条関係)	(宛先) 亀岡市福祉事務所長					助産施設入所について、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。		氏名 (ふ						-				らみの理由	希望施設名	産予定日	会 保 険 等 入 状 況	1
別記角	180					助					{₩	. \$	Ķ :	華	ゼ	 -1	-	申込	入所希	丑	社 社	

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条

児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、

上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

……扶養義務者のいない世帯

「単身世帯」…

項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第

3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎

ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を イ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発第156号) に定める療育手帳の交付を

「在宅障害児 (者) (社会福祉施設の措置された児童 (者)を除く。)のいる世帯」 項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

掲げる児童(者)を有する世帯をいう。

3 (2)

受けた者 受けた者

「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1

)「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に因窮していると児童福祉法第56条の規定による都道所県又は市町村の長が

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

年金手当等の受給者

同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多

額な児童等以外の児童等についてはその施設のこの表の基準額に0. 1を乗じた額をもってその児

(1) 入所の措置がとられた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層に あっては20%、C階層にあっては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合

助産施設の入所措置費等については、次のとおりである。

童等の基準額とする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置がとられた日から解除される日までの基準額

とみなす。

にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

 第3号联式 (現 D % 関係) 維 (兼	亀岡市福祉事務所長		助産施設入所 承諾 通知書	承諾 中込みのありました助産施設への入所について次のとおり変更 	所 者 所 者	贾 名	予定日 年 月 日	A 为	金 額	入方法	徴収金について変更のあった場合は、その旨通知します。 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。	助産施設へ入所が適当と認められなくなった場合は、助産の実施を解除します。	
В		(B)	母子生活支援施設入所申込書	母子生活支援施設入所について、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。 なお、母子生活支援施設への入所調整にあたって必要とする世帯状況・生活状況等の情報につい 、各関係機関に確認し、情報提供することに同意します。	6.20	~	施	は就学の状況等田		一	A CA	1 1 6 6 日 6 日 7 日 6 6 日 7 日 7 日 6 6 日 7 日 7		日保護開始) 適用なし

第4号様式 (第6条関係) 第 年 月	第 5 号様式 (第 7 条関係) 第 5 号様式 (第 7 条関係) 第 号 日 日
操	様
亀岡市福祉事務所長	亀岡市福祉事務所長
母子生活支援施設入所 承諾 通知書	助産施設入所不承諾通知書
申込みのありました母子生活支援施設への入所について次のとおり 変更しましたので通知します。	年 月 日付けで申込みのありました助産施設への入所については、下記の理由により入所できないので通知します。
氏名 性別 生年月日 入所する保護者及び その監護する児童の氏名	理
入所する保護者及び その監護する児童の住所	
入所する母子生活支援 施設の名称及び所在地 母子保護の実施期間 年月日から 年月日まで	(教示) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3億月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日の出れたお書して、「一部がよおでは、「一部の日の日の日の日からお書して、「新歌」において「日本の日の日の日の日からお書して、「新歌」において「日本の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の
徴収金の月額及び納 入 方 法	
備考 1 徴収金について変更のあった場合は、その旨通知します。 2 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出て下さい。 3 母子生活支援施設~入所が適当と認められなくなった場合は、母子保護の実施を解除します。	3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求付する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式 (第8条関係) 导 目 第年 第6号様式 (第7条関係)

Щ

Щ

第 年

导目

懋

亀岡市福祉事務所長

女 多河 解 産実施

田

日付けで申込みのありました母子生活支援施設への入所について

下記の理由により入所できないので通知します。

ť

딞

祖田

母子生活支援施設入所不承諾通知書

亀岡市福祉事務所長

懋

次の妊産婦について、助産の実施を解除しましたので通知します。

年月 日生)		ш	
\smile		A	
住所 压名		年	
所	産 施 設 名	産の実施の除	産の実施の除 理 由
\prec	倒	田 解	超解

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった

求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請 があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった 亀岡市長となります。) 、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 2

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請 ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 က

成29年8	月15	日発行			進	一 一		较 ————		第87
年 月 日		(1)					ш			
第9号様式(第8条関係)	(宛先) 亀岡市福祉事務所長	(申出者) 住 所 压 名	連絡先	助産の実施の解除申出書	助産の実施の解除を受けたいので、次のとおり申し出ます。	氏名: 入所者 生年月日:	解除を受けようと する 年 月 日 解除を受けようとする理由		析	
第年月日日		亀岡市福祉事務所長	母子保護実施解除通知書	次の保護者及びその監護する児童について、母子保護の実施を解除しましたので通知しま 。			年 月 日		(教示) して多語目以内に、傷岡市長に入りて審査請求をすることができます。 して3箇目以内に、傷岡市長に入りて審査請求をすることができます。 して3箇目以内に、亀岡市長に入りて審査請求をすることができます。 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1かただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審查請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して6億月以内に提起することができます。 ことや処分の取消しの第えを提起することができなくた場合には、審査請求をすることや処分の取消しの第えを提起することができなくなります。なお、正当な理組があることを出起することができない。	では、上記の対応・この人だ、毎年間子もして参加では、この毎年間子に対する数で入れるのと、日の翌日から起算して「日を発過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
第8号様式(第8条関係)	举		- 世	次の保護者及びその監護する児童につす。 す。	保護者及びその監護する児童の氏を	子生活支援施設 殊及 び 所 存	母子保護の実施の解除の年月日	母子保護の実施の解 除 の 埋 田	(教示) 1 この決定について不服がある場合はして3 箇月以内に、亀岡市長に対して2 この決定については、上記1の審査目から起算して6 箇月以内に、亀岡市亀岡市長となります。)、処分の取の審査請求をした場合には、処分の取った対し、上記の期間が経過する前に次がする裁決)があった日の翌日から起算して6 3 ただし、上記の期間が経過する前に次がする裁決)があった日の翌日からは第して6・ことや処分の取消しの訴えを提起する。ことや処分の取消しの訴えを提起する。このもは国のものもに	n cit、 十記/シが買え、「毎日かかった」 付かった 日の翌日から起算して1年を取消しの解えを提起することが認めらいます。

年 月 目		書きません。サイン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	頃にあり、事務十続か処理するために収 ことに同意します。 の事務処理に限って同意することを申し) J			田田子子田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					□申請者と同居				□申請者と同居					□申請者と同居	大をとってください。
	(宛先) 亀岡市長	事 博 回 田子 かんかん かんり かん 一番 おり かんしん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしん かんし	「記の413、亀岡川が、元皇価性活界30米形と頃にありく事務于航を処理すって、必要となる地方税関係情報について取得することに同意します。 たお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務が理に限って同意する	添えます。	7)	回	a 生 年 月 日	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	申請者との続柄	7 J Ä	大 本 中 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	· ·	申請者との続柄	7 1) Å	日 名 日 日 名	- U	申請者との総柄	フリガナ	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	a 生年月日	五)注意 - る者が自ら 、が同意書い
	年 月 日			(ii)			ı°.	性別生年月日														
			所	名		4条中出書	り申し出ます							用	+							
77 I C 3 (X.C. (77 C X.EB/K.)		(宛先) 亀岡市福祉事務所長		氏名 連絡先		母子保護の実施の解除申出書	母子生活支援施設を退所したいので、次のとおり申し出ます。	从			る網	好										

告示

亀岡市告示第170号

亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び 管理運用に関する要綱を次のように定める。

平成29年7月7日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市公用車ドライブレコーダー の設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における事故責任の明確化並びに運転者の指導及び教育を行うとともに、安全安心のまちづくりに向け、犯罪抑止を図るため、公用車にドライブレコーダーを設置し、適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) ドライブレコーダー 本市の公用車に設置し、車外及び車内の映像を記録する装置をいう。
 - (2) データ ドライブレコーダーにより撮影 された映像 (メモリーカード等の記録媒体 に記録されたものを含む。) をいう。
 - (3) 解析・保存装置 パソコン等であって、 データの解析及び保存を行う装置をいう。 (統括管理責任者等)
- 第3条 ドライブレコーダーの適正な設置、運 用及び維持管理を図るため、統括管理責任者、

- 管理責任者及び操作取扱者(以下「統括管理 責任者等」という。)を置く。
- 2 統括管理責任者等の職員及び事務内容は、 別表に掲げるとおりとする。

(ドライブレコーダー及びデータの操作等)

- 第4条 ドライブレコーダー及びデータの操作 は、次のとおりとする。
 - (1) 公用車の運転者は、その運転中ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを記録するものとする。
 - (2) データの閲覧及び解析は、統括管理責任 者が指定したパソコンに限定し、統括管理 責任者等が行うものとする。

(データの保存期間)

- 第5条 データの保存期間は、原則としてメモリーカード等の記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとし、ドライブレコーダーを撤去したときは、ただちにデータを消去するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員 (以下「捜査機関」という。) から犯罪捜 査の目的により要請を受けた場合
 - (2) その他証拠保存等特に必要がある場合 (データの取扱い)
- 第6条 メモリーカード等の記録媒体は、ドライブレコーダー本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条の規定によりデータを閲覧、解析又は提供をする場合に限り、本体から取り出すことができる。
- 2 メモリーカード等の記録媒体に保存された データは、次条及び第8条の規定による場合 を除き、複写してはならない。
- 3 前項により複写する場合は、統括管理責任 者が指定したパソコンを介してメモリーカー ド等の記録媒体に保存するものとし、パソコ ン本体に保存してはならない。
- 4 データを保存したメモリーカード等の記録

媒体は、施錠可能な保管庫に保管する。

- 5 データは、撮影時の状態で保存するものと し、加工をしてはならない。
- 6 メモリーカード等の記録媒体に保存された データは、保存の必要がなくなった場合は、 速やかに消去しなければならない。

(データの閲覧及び解析)

- 第7条 データは、次に掲げる場合に限り、閲覧及び解析を行うことができる。
 - (1) 交通事故、トラブル等の状況確認又は原 因の分析及び究明
 - (2) 公用車の安全運行を目的とした運転手研修への活用

(データの外部への提供)

- 第8条 データは、次の各号のいずれかに該当 する場合を除き、外部に提供してはならない。
 - (1) 公用車が関わる交通事故又はトラブルの 状況及び原因を明らかにするために、その 当事者若しくは当事者から委任を受けた保 険会社等の代理人又は捜査機関から文書に より提供を求められた場合
 - (2) 法令の規定に基づき文書により提供を求められた場合
- 2 前項の規定により映像を外部に提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書を提出させるものとする。
 - (1) データは、加工又は複写をすることなく 撮影時の状態で、適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への提供を行わないこと。
 - (3) 目的を達成したとき又はその目的が達成されないことが判明したときは、速やかにメモリーカード等の記録媒体の返却を行うこと。

(データの提供記録)

第9条 前条の規定により、データを外部に提

供したときは、次に掲げる事項を記録し、保 管しなければならない。

- (1) 外部に提供を行った年月日及びその時間
- (2) 委託先の名称、所在地、代表者又は責任 者氏名
- (3) 目的及びその理由
- (4) データの内容(個人情報の管理)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、データに含まれる個人情報の取扱いについては、 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市 条例第37号)及び亀岡市個人情報保護条例 施行規則(平成12年亀岡市規則第55号) の定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表(第3条関係)

職名	担当職員	事務内容
統括管理責任者	亀岡市公用車使用規程(平成8年亀岡市訓令第6号) 第4条に規定する安全運転 管理者	ドライブレコーダー及びデータを 統括管理すること。
管理責任者	亀岡市公用車使用規程第3 条に規定する車両管理者	ドライブレコーダー及びデータの 適切な管理運用並びにデータの漏 えい防止を図ること。
操作取扱者	亀岡市公用車使用規程第7 条に規定する車両取扱責任 者	管理責任者の指示により、ドライブレコーダーを操作し、解析・保存装置によりデータ解析を行うこと。

「掲示済」

亀岡市告示第171号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成29年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者			
		住所	氏 名		
1	督促状 平成29年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略		
2	督促状 平成29年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略		
3	督促状 平成29年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略		
4	督促状 平成29年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略		
5	督促状 平成29年度全期分 軽自動車税	省略	省略		

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第172号

亀岡市未熟児養育医療給付要綱(平成25年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

平成29年7月18日

亀岡市長 桂川孝裕

第10条に次の1項を加える。

2 市長が前項の徴収する額を決定するために、地方税法その他地方税に関する法律に基づく条例 の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報を必要とする場合は、 扶養義務者は、同意書(別記第9号様式)を市長に提出するものとする。 別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式 (第10条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

同 意 書

下記の者は、亀岡市が母子保健法第 2 1 条の 4 第 1 項に基づく事務手続を処理するために限って必要となる地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

			記
扶	本人との続		
	フリガ	ナ	
養差	氏	名	
扶養義務者	生 年 月	日	
н	住	所	□本人と同居
	本人との続	柄	
++-	フリガ	ナ	
養	氏	名	
扶養義務者	生 年 月	日	
ь	住	所	□本人と同居
	本人との続	柄	
6.6	フリガ	ナ	
天 養	氏	名	
扶養義務者	生 年 月	日	
白	住	所	□本人と同居
扶養義務者	本人との続	柄	
	フリガ	ナ	
	氏	名	
	生 年 月	日	
	住	所	□本人と同居

記載上の注意

- ・同意する者が自ら署名をしてください。
- ・代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状を添付してください。
- ・申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略することが できます。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年7月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域
 - JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 - JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 - JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成29年7月26日(水)午後1時~午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 6台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間

月曜日~土曜日 午前10時~午後7時

- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転 車は、関係法令等の規定により処分する。
- ※ 連絡先 土木建築部 土木管理課電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第174号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

平成29年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書 固定資産価格等登録通知書 固定資産税・都市計画税賦課額変更(決 定)通知書

2 送達を受けるべき者の住所及び名称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第175号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不 明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課に おいて保管し、送達を受けるべき者の申出があ れば交付する。

ここに、介護保険法(平成9年法律第123 号)第143条の規定により告示する。

平成29年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
 - 平成29年度介護保険料納入通知書
- 2 送達を受けるべき者の住所氏名

省略

省略

3 この書類が受領されないときは、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の2 第3項の規定を準用し、告示日から起算して 7日を経過した時点で書類の送達があったも のとみなす。

公 告

亀岡市公告第44号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成29年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

	行 政						
試験区分	かめおか・未来・チャレンジ方式		一般方式			保育士	
	事務I	土木 I	事務 I	事務Ⅲ	土木 I	土木Ⅲ	
採用予定人数	3人程度	土木 I ・土木Ⅲで 計 3 人程度	10人程度		土木 I ・土木Ⅲで 計 3 人程度		若干名

※かめおか・未来・チャレンジ方式と一般方式を重複して受験することはできません。

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

[かめおか・未来・チャレンジ方式]

ア 行政(事務Ⅰ)(上級)

昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 行政(土木 I) (上級)

昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を含む。)に おいて土木工学に関する課程を修めた人又は平成30年3月31日までに修める見込みの人 「一般方式]

ウ 行政(事務 I) (上級)

平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人

工 行政(事務Ⅲ) (初級)

平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

才 行政(土木 I)(上級)

平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学

(短期大学を含む。)において土木工学に関する課程を修めた人又は平成30年3月31日 までに修める見込みの人

カ 行政(土木Ⅲ) (初級)

平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校等において土木系の課程を修めた人又は平成30年3月31日までに修める見込みの人

キ保育士

平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で保育士資格及び幼稚園教諭 資格を有する人(取得見込を含む。)、又は昭和57年4月2日以降に生まれた人で保育士 資格及び幼稚園教諭資格を有し、保育士又は幼稚園教諭の職務経験が2年以上の人

- ※「保育士又は幼稚園教諭の職務経験が2年以上」とは、公立、私立の保育所、幼稚園、 託児所等で6箇月以上継続して常勤で職務に従事(非常勤のアルバイト、パートタイム は含まない。)した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。(平成30 年3月31日現在で2年見込みの場合を含む。)
- (2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま での人
 - ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 1次試験

(1) 第1日 かめおか・未来・チャレンジ方式のみ

ア方法

集団討論試験、論文試験

イ 日時・場所

平成29年9月10日(日)午前8時50分から『亀岡市役所』において行う。

(2) 第2日 全ての区分(かめおか・未来・チャレンジ方式を除く。)

ア方法

試験区分		試験方法	試験科目	出題分野(予定)	
	事務I		教養試験		
行 政	事務Ⅲ			社会、人文及び自然に関する一般知 識並びに文章理解、判断推理、数的	
(一般方式)	土木 I			推理及び資料解釈に関する一般知能	
	土木Ⅲ	筆記試験 (多肢選択式)			
保育士		() we will be a second of the	専門試験	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健(精神保健を含む。)	

イ 日時・場所

平成29年9月17日(日)午前10時から『ガレリアかめおか』において行う。

(3) 1次試験合格発表

平成29年10月上旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方 法(予定)

ア 個別面接試験(行政(かめおか・未来・チャレンジ方式含む。))

イ 集団面接試験(保育士)

ウ 実技試験(保育士)

(2) 日時·場所

平成29年10月中旬、亀岡市内において行う。 詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

5 3次試験

(1) 方 法(予定)

個別面接試験(行政(かめおか・未来・チャレンジ方式含む。)、保育士)

(2) 日時·場所

平成29年11月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

6 最終合格発表

平成29年12月中旬まで(予定)に通知する。

7 採 用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成30年4月1日以 降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成31年4月1日までとする。

8 初任給(標準例)

(参考:平成29年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	188,892円
短大卒	168,328円
高校卒	154,866円

試験区分により異なることがある。

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合

などは、基準により初任給に加算されることがある。

9 受験手続及び受付期間

平成29年8月15日発行

(1) 申 込 (郵送のみ)

ア 7月1日(土)から配付する申込書、自己紹介書及び職務経歴書(職歴のある受験者の み) に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真(上半身脱帽、正面向タテ 4cm、ヨコ3cm)を貼り、亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

- イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号を記載すること。
- ウ 封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、返信用封筒(82円切手を貼って、宛先を明記し たもの)を同封のうえ簡易書留で送付すること。
- エ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。
- オ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。
- (2) 受付期間

申込みは、平成29年7月1日(土)から平成29年7月20日(木)まで受付ける。締切 日を7月20日(木)とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電 話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2934)

電 話(0771)25-5016(人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: http://www.city.kameoka.kyoto.jp/

亀岡市公告第45号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 29条第1項に関する工事が完了したので、次 のとおり公告する。

平成29年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

(関連区域)

亀岡市篠町野条上又13の4の一部、 14の4の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名亀岡市篠町篠中西裏10山口 喜造

「掲示済」

亀岡市公告第46号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成29年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間 平成29年7月4日以後、常時備え置 くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第47号

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) 第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成29年7月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 捕獲日時 平成29年7月6日

午後3時頃

2 捕獲場所 亀岡市薭田野町太田付近

3 種 類 雑種

4 毛 色 茶

5 性 別 雌

6 体 格 中

7 犬の鑑札 なし

8 注射済票 なし

9 その他 首輪なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成29年 7月9日)までに引取りのないときは処 分される。 (連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室 電話番号 0 7 7 1 - 6 2 - 4 7 5 4

「掲示済」

亀岡市公告第48号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年7月13日以後、常時備え 置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第49号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項により、亀岡市農業委員会総会を招集し、亀岡市農業委員会総会会議規則(昭和32年亀岡市農業委員会規則第1号)第2条第1項の規定により公告する。

平成29年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 日 時 平成29年7月20日(木)

午後1時30分から

2 場 所 亀岡市安町野々神8番地

3 議 題 役員の選出について

「掲示済」

亀岡市公告第50号

亀岡市自治体新電力事業会社を設立するため、 公募型プロポーザル方式により事業パートナー の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年7月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業概要
 - (1) 事業名称 亀岡市自治体新電力事業
 - (2) 目的

亀岡市自治体新電力事業会社を設立し、 地域内の発電所などから電力を買取り、公 共施設に電力を供給する地産地消型の地域 新電力事業を実施する。

2 その他

詳細は、亀岡市自治体新電力事業に係る事

業パートナー公募型プロポーザル実施要領に よる。

「掲示済」

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年7月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域 第2工区

亀岡市篠町篠上中筋31の1の一部、31の2の一部、47の2の一部(関連区域)

市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 亀岡市篠町篠上中筋47の2 学校法人寿光学園

「掲示済」

亀岡市公告第52号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業 計画を土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第20条第1項の規定により公衆の 縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭 和30年政令第47号)第3条の規定により、 下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画(都市計画に定められた 事項を除く。)について意見のある利害関係者 は、平成29年8月21日までに亀岡市長に意 見書を提出することができる。

平成29年7月24日

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 縦覧期間

平成29年7月25日から 平成29年8月7日まで

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「掲示済」

亀岡市公告第53号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年7月26日

亀岡市長 桂川孝裕

(関連区域)

亀岡市保津町下大年42の6の一部、 43の一部、44の一部、47の16の 一部、47の17の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都豊島区東池袋3丁目1の1 株式会社ファミリーマート

「掲示済」

亀岡市公告第54号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 29条第1項に関する工事が完了したので、次 のとおり公告する。

平成29年7月27日

亀岡市長 桂川孝裕

(関連区域)

亀岡市大井町小金岐北浦45の4の一部、1丁目63の1の一部、市有地

「掲示済」

(各 通)

任免及び辞令

亀 井 義 一

大 西 章 弘

(各 通) 坂 本 雅 子

太 田 禮 子

西田英二

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱しま す

任期は平成31年7月1日までとします 平成29年7月2日

菱 田 光 紀 亀岡市新火葬場整備検討審議会委員の委嘱を解 きます

平成29年7月7日

多 胡 麻 衣 亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します 平成29年7月18日

田 中 義 雄 亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます 平成29年7月19日

中 村 敬 子

惠子

藤田和孝

隅田

酒 井 省 五

三 浦 央 時

村 上 理

桂 重 喜小早川 幸 博

小早川 幸 博中 井 保 廣

柴 田 都紀子

井 内 廣 樹

美 馬 義 晴

(各 通)

竹 岡 義 治 中泰 弘 \blacksquare 野 幸 雄 俣 (各 通) 澤賢一 中 勝 基 平 Ш 廣 瀬 照 雄 岸 道雄

亀岡市農業委員会委員に委嘱します 任期は平成32年7月19日までとします 平成29年7月20日

辻

栄 一

川本惠三 岸 親夫 櫻 井 邦 男 法 貴 良 好 大 石 慶 明 山内 勇 廣瀬義直 中 井 康 雄 小 仲 修 浦 邦 俊 市岡悦子 俣 野 健 二 清良井 利 之 佐々木 治 小 林 和 弘 土井 勉

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します 任期は平成31年7月20日までとします 平成29年7月21日

教育委員会欄

規則

亀岡市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成29年7月26日

亀岡市教育委員会 教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第6号

亀岡市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162 号。以下「法」という。)第47条の6に規 定する学校運営協議会(以下「協議会」とい う。)の設置等に関し、必要な事項を定める ものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への 必要な支援に関して協議する機関として、亀 岡市教育委員会(以下「教育委員会」とい う。)及び校長(園長を含む。以下同じ。) の権限と責任の下、学校に在籍する児童又は 生徒の保護者(以下「保護者」という。)及 び地域住民等の学校運営への参画や、保護者 及び地域住民等による学校運営への支援・協 力を促進することにより、学校と保護者及び 地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運 営の改善を進め、子どもたちのふるさとかめ おかを愛する心や生きる力を育てる学びや育 ちを目指すものとする。

(設置)

- 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成する ため、その所管に属する学校ごとに協議会を 設置するものとする。
- 2 教育委員会は、協議会を設置するときは、 当該協議会がその運営及び当該運営への必要 な支援に関して協議する学校(以下「対象学 校」という。)を明示し、当該対象学校に対 して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を設置しようとする ときは、対象学校の校長、当該学校に在籍す る生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校 の所在する地域住民等の意向を踏まえるもの とする。
- 4 設置の期間は、2年間とし、再設置することができる。ただし、最初の設置の期間は、 設置された日の属する年度の翌年度の3月 31日までとする。

(委員の構成等)

- 第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員 会が委嘱又は任命する。
 - (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 対象学校の校長
 - (6) 対象学校の教職員
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の定数は、対象学校の校長と協議して 教育委員会が定める。
- 3 教育委員会は、対象学校の校長から申出が あったときは、第1項の委員の委嘱又は任命 について、当該校長から意見を聴取するもの とする。
- 4 委員の辞職等により欠員が生じたときは、 教育委員会は、新たに補欠の委員を委嘱又は 任命することができる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

- 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、 宗教活動等に利用すること。
 - (3) その他の協議会及び対象学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

- 第7条 教育委員会は、本人から辞任の申出が あった場合のほか、次の各号のいずれかに該 当すると認められるときは、委員を解任する ことができる。
 - (1) 委員が前条の義務に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行する ことができないとき。
 - (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当 すると認められるときは、直ちに教育委員会 に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、 その理由を示さなければならない。 (会長及び副会長)
- 第8条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出 する。ただし、対象学校の校長及び教職員を 会長又は副会長に選出することはできない。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、校長と協議の上、会長が招集する。 ただし、会長が互選される前に召集する会議 は、対象学校の校長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同 数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、学校 教職員その他の者を会議に出席させることが できる。
- 6 会長は、会議録を作成し保管しなければならない。

(会議の公開)

- 第10条 会議は、公開とする。ただし、協議 会が必要と認めた場合は、非公開とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ 会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をして はならない。

(協議会の承認事項)

- 第11条 対象学校の校長は、法第47条の6 第4項の規定により、毎年度、次の各号に掲 げる事項について学校経営方針を作成し、協 議会の承認を得なければならない。
 - (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
 - (2) 教育課程の編成及び組織編成に関すること。
 - (3) その他校長が第2条の目的の達成に必要 と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項において承認され

た基本的な方針に従って学校運営を行うもの とする。

(運営等に関する意見の申出)

- 第12条 協議会は、法第47条の6第6項の 規定により、対象学校の運営に関する事項に ついて、教育委員会又は対象学校の校長に対 して意見を述べることができる。
- 2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、 対象学校の職員の採用その他の任用に関して、 当該職員の任命権者に対して意見を述べるこ とができる。この場合において、当該職員が 府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担 法(昭和23年法律第135号)第1条の規 定する職員をいう。)であるときは、教育委 員会を経由するものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

- 第13条 協議会は、対象学校の運営について、 地域住民等の理解、協力、参画等が促進され るよう努めるものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援 に関する協議の結果に関する情報を積極的に 提供するよう努めなければならない。
 - (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。
 - (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(指導及び助言)

- 第14条 教育委員会は、協議会の運営状況を 的確に把握し、必要に応じて協議会に対して 指導及び助言を行うとともに、協議会の運営 が適正を欠くことによって対象学校の運営に 現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると 認められる場合には、協議会の適正な運営を 確保するための措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会

において適切な合意形成を行えるよう、必要 な情報提供に努めなければならない。

(協議会の運営)

- 第15条 協議会は、必要と認めるときは、部 会等の必要な組織を置くことができる。
- 2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規 則並びにその設置目的に反しない範囲におい て、運営に必要な事項を定めることができる。
- 3 協議会は、教育委員会に対して各年度末までに、協議会の運営状況を報告しなければならない。
- 4 協議会の庶務は、対象学校において行う。 (委任)
- 第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行 する。
- 2 第4条第1項の規定による委員の委嘱又は 任命後最初に開かれる検討会議は、第9条第 1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

「掲示済」

農業委員会欄

規則

亀岡市農業委員会総会会議規則及び亀岡市農業委員会公印規則の一部を改正する等の規則を ここに公布する。

平成29年7月14日

亀岡市農業委員会会長 田中義雄

亀岡市農業委員会規則第2号

亀岡市農業委員会総会会議規則及 び亀岡市農業委員会公印規則の一 部を改正する等の規則

(亀岡市農業委員会総会会議規則の一部改正) 第1条 亀岡市農業委員会総会会議規則(昭和 32年亀岡市農業委員会規則第1号)の一部 を次のように改正する。

第14条及び第15条を削り、第16条を 第14条とし、第17条から第19条までを 2条ずつ繰り上げる。

第20条第1項中「兇器」を「凶器」に改め、同条を第18条とする。

第21条を第19条とし、第22条を第 20条とする。

(亀岡市農業委員会公印規則の一部改正)

第2条 亀岡市農業委員会公印規則(昭和32 年亀岡市農業委員会規則第3号)の一部を次 のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

整理 番号	様式	公印名	書体	寸法ミリ 平方	個数	責任者職氏名
1	員 農 亀 会 業 岡 印 委 市	亀 岡市農業委員 会印	隷書	25	1	事務局長
2	亀 岡 市 農業委員 会長之印	亀岡市農業委員 会長之印	隷書	20	1	事務局長
3	事務局印	亀岡市農業員会 事務局印	楷書	20	1	事務局長
4	事務局長印	亀岡市農業委員 会事務局長印	楷書	20	1	事務局長

(亀岡市農業委員会部会会議規則の廃止)

第3条 亀岡市農業委員会部会会議規則(昭和32年亀岡市農業委員会規則第2号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成29年7月20日から施行する。

規程

亀岡市農地利用最適化推進委員規程を次のように定める。

平成29年7月14日

亀岡市農業委員会会長 田中義雄

亀岡市農業委員会規程第1号

亀岡市農地利用最適化推進委員規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条の規定に基づき委嘱された亀岡市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の活動等について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 推進委員は、別表のとおり担当地域ご とのブロックに所属し活動する。
- 2 前項に定めるブロックに、当該ブロックを 構成する推進委員の中から互選により、ブロック長を置く。
- 3 ブロック長は、亀岡市農業委員会(以下 「委員会」という。)との連絡調整を行う。 (業務内容)
- 第3条 推進委員は、主に担当地域において次 の各号に掲げる活動を行うこととし、必要が あれば委員会委員と連携して活動することと する。
 - (1) 農地の利用状況調査及び利用意向調査
 - (2) 農地の適正利用の確保に向けた現地活動

- (3) 農地の貸し手・借り手への利用促進活動
- (4) 新規参入者への支援活動
- (5) その他農地等の利用の最適化を推進する ための活動

(招集)

第4条 推進委員は、委員会から委員会総会の 会議等(以下「総会」という。)の出席を求 められた場合は、当該総会に出席し意見を述 べることができる。

(出席の届出)

第5条 前条に基づき出席を求められた推進委員は、総会に出席できない場合は、開催時刻までにその旨を委員会会長に申し出なければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、ブロック長が協議を 行い定める。

附則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

別表

ブロック名	担当地域		
第1ブロック	亀岡地区、篠町、保津町、東つつ じケ丘、西つつじケ丘、南つつじ ケ丘の区域		
第2ブロック	東別院町、西別院町、曽我部町の 区域		
第3ブロック	本梅町、畑野町、宮前町、東本梅 町の区域		
第4ブロック	吉川町、薭田野町、大井町、千代 川町の区域		
第5ブロック	馬路町、旭町、千歳町、河原林町 の区域		

亀岡市農業委員会規程及び農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する等の規程をここに公布する。

平成29年7月14日

亀岡市農業委員会会長 田中義雄

亀岡市農業委員会規程第2号

亀岡市農業委員会規程及び農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する等の規程

(亀岡市農業委員会規程の一部改正)

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り上げる。

第6条の証票を次のように改める。

裏

農業委員会等に関する法律

(抜粋)

(報告調査)

- 第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要がある ときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭 を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しく は職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができ ス
- 2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解してはならない。

縦 5.5 cm 横 9 cm

(農業委員会選挙事務取扱規程の一部改正)

第2条 農業委員会選挙事務取扱規程(昭和32年亀岡市農業委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び部会の委員等」を削る。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(指名推薦)

第7条 第3条から前条までの規程にかかわらず、出席委員全員に異議がないときは、選挙につき、投票によらないで指名推薦の方法によることができる。

2 前項の方法により選挙を行う場合は、会 長は被指名人をもって当選人と定めるべき かどうかを会議に諮り、出席委員全員の同 意があった者を当選人とする。

(亀岡市農業委員会互選規程の廃止)

第3条 亀岡市農業委員会互選規程(昭和32 年亀岡市農業委員会規程第2号)は、廃止す る。

附則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

「掲示済」

訓令

亀岡市農業委員会訓令第1号

庁中一般

亀岡市農業委員会事務局設置規程の一部を改 正する訓令を次のように定める。

平成29年7月14日

亀岡市農業委員会会長 田中義雄

亀岡市農業委員会事務局設置規程 の一部を改正する訓令

亀岡市農業委員会事務局設置規程(昭和46年亀岡市農業委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「自作農維持資金」を「農業 経営維持安定資金」に改め、同条に次の1号を 加える。

(10) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。

第8条中「又は部会」を削る。

第9条中第1号を削り、第2号を第1号とし、 第3号を第2号とする。

第10条第2項中「該当農地部会委員」を 「委員会委員及び該当農地利用最適化推進委 員」に改める。

附則

この訓令は、平成29年7月20日から施行する。

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

平成29年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
55	株式会社 今西住設	代表取締役 今西 晃	南丹市八木町室河 原中河原11番地